

奥州市議会全員協議会

日時：令和6年11月18日（月）

午前10時

場所：奥州市役所7階 委員会室

1 開 会

2 挨拶

3 協 議

(1) 説明事項

- ① 性の多様性を尊重する社会づくりの推進について
- ② 江刺体育文化会館の廃止について
- ③ 未来型公共交通プロジェクトの進捗状況について
- ④ 未来羅針盤図 前沢市街地エリアプロジェクト事業について
- ⑤ 位置指定道路の適正な管理を奨励する課税免除制度の廃止について
- ⑥ 指定管理者候補者について
- ⑦ 財産の処分に関し議決を求めることについて
- ⑧ メイプルの対応について
- ⑨ 定住自立圏第3期共生ビジョンについて
- ⑩ 岩手県交通路線一関前沢線の廃止申出への対応について
- ⑪ 市営バス等の運賃割引の拡充について

(2) 報告事項

奥州金ヶ崎行政事務組合議会定例会(11/12) 報告者：高橋浩 議員

4 その他

5 閉 会

性の多様性を尊重する社会づくりの推進について

令和6年11月18日全員協議会資料 協働まちづくり部

1 性の多様性に係る社会情勢の変化

昨年の「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行等、近年、全国的に性的マイノリティについての理解増進が求められています。また、性的マイノリティの方を対象とした、「パートナーシップ宣誓制度」の導入が、県内各市町でも進んでおり、本市においても「性の多様性」を尊重する社会づくりが急務となっています。

2 市としての対応

(1) 性の多様性についての理念を条例に位置づけ

「男」「女」の二元論ではなく、「性的指向」と「ジェンダーアイデンティティ」を尊重し、全ての人の人権尊重や、従来の制度・慣行にとらわれない多様な生き方の選択、市の施策や民間の決定等に誰もが協働して参画することのできる機会の確保等を、「男女共同参画推進条例」に位置づけます。

(2) パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の導入

性的指向、ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、互いを人生のパートナーとし、協力し合うことを約束した、現行の婚姻制度を利用できない二人（及びその近親者）を、一つの「家族」としてみなす制度で、全ての人が暮らしやすい社会づくりを目指すものです。

(3) 性の多様性の理解促進のための普及啓発活動の実施

市民の他、職員に対しても、性の多様性の尊重と性的マイノリティについての理解を促進する、研修会・講演会を実施します。

3 これまでの経過

(令和6年)

- 5月 男女共同参画推進本部（庁内）での説明
- 6月 男女共同参画推進委員会（外部）での説明
- 7月 関係者との意見交換会
- 8月 条例の一部改正案に対するパブリックコメント（8月30日～9月30日）
- 9月 第2回男女共同参画推進委員会での説明
- 10月 庁議

4 今後の予定

12月 男女共同参画推進条例の一部改正を提案

可決後直ちに公布・施行予定。

この改正条例の施行を受け、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」導入に係る、本格的な事務作業に着手。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の要綱制定

※事実婚も対象とするよう検討中（盛岡市、宮古市等でも含む）

1月～ 提供できるサービスの最終調整

サービス利用に係る手続きフロー等の決定

担当課・窓口担当者向け研修会の実施

今年7月に、「パートナーシップ制度導入に係る庁内説明会」を実施。これ以降、庁内各課が提供できるサービスを検討。（パートナーシップだけではなく、ファミリーシップも含めて検討）

※同居であれば、宣誓に関係なく利用できるサービスがほとんど。

(令和7年度)

4月 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度開始
(担当課：地域づくり推進課)

5 その他

奥州市男女共同参画講演会の実施

テーマ 「多様な性・LGBTQ+について」
(オンライン)

講師 岩手県男女共同参画センター 白銀一美 氏

日時 令和6年11月24日（日）午後1時～

会場 江刺総合支所2階 213・214会議室

その他

・講演会后、パートナーシップ制度に係る意見交換会を実施。

・当日は、「つながるフェスタ」も同時開催

(10:00～15:00/会場は「多目的ホール」)

江刺体育文化会館の廃止について

全員協議会資料 令和6年11月18日 協働まちづくり部生涯学習スポーツ課

1 施設の概要

区分	内容
名称	江刺体育文化会館（ささらホール）
所在地	奥州市江刺大通り1-59
構造	鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）・地上3階
面積	敷地面積：3,386.14㎡、建築面積：1,529.72㎡、延床面積：1,815.61㎡
施設詳細	大ホール(固定席600席、移動席370席、合計970席)／会議室1／楽屋3
整備年度	昭和44年度 江刺市民体育館として設置
改修年度	昭和63年度 文化ホールに改修
耐用年数	41年

2 経過

江刺体育文化会館は「奥州市社会教育及びスポーツ施設再編計画」において「令和19年を目途に機能は他施設を活用することとし、廃止を検討する」と、その方針を示しております。しかし、建物の耐用年数は既に超過し、経年劣化による設備等の不具合が年々顕著になっており、舞台運営の面で安心して利用できなくなっているなど、市民の利用に供するための十分な機能の維持が困難となってきています。

現在は、直営による管理運営で貸館による利用に対応しつつ、施設の状態を考慮し、令和6年度末の施設廃止に向けて準備を進めております。

なお、この施設個別の状況のほか、市内で類似する目的を持つ施設を重複して運用しているという状況の是正も、急がれる課題として認識しているところであります。

3 施設の廃止時期

令和7年4月1日をもって条例を廃止します。

なお、施設跡地の活用については、未来羅針盤プロジェクト（江刺市街地エリアプロジェクト）の一部として検討が進められております。

4 廃止に向けた住民への説明

令和5年度 ○文化ホール施設の今後の在り方に係る説明会
5月25日（江刺）、5月28日（水沢）、
7月11日（前沢）、7月12日（胆沢）
○江刺地域の市街地再生事業に係る意見交換会
8月9日（江刺）
○江刺地域内全戸配布によるお知らせ送付
2月22日

令和6年度 ○施設利用者に対する周知（随時）
○広報おうしゅう2月号でお知らせ（予定）
このほか「江刺の文化活動拠点を考える会」に対する説明や同会会員による江刺地域内代替施設の視察にも対応しております。

5 施設廃止後の対応

住民説明などにおいて、施設廃止については概ね市民の理解を得たものと認識しております。

施設の解体は、江刺市街地エリアプロジェクトによる活用案決定まで保留される見込みではありますが、施設内の備品等について使用可能なものを選定し、考える会からの要望も踏まえつつ、順次他施設へ移管して有効活用するほか、江刺市街地エリアプロジェクトにおいて文化交流機能の必要性を踏まえ、新たな代替機能の検討を進めることにしています。

なお、大規模な催事は奥州市文化会館（Zホール）に集約するという基本方針を維持し、江刺地域内で文化活動を望む利用者については、当面、次の施設を中心に利用を促し、施設廃止による地域の文化活動の衰退を防止していきます。

江刺地域内の活用可能施設	ステージ	照明	音響	用途
江刺総合コミュニケーションター	○	○	○	舞台発表
江刺総合支所多目的ホール	○	○	○	市主催・共催の講演会等

6 施設廃止に伴う例規整備等の予定

令和6年10月 庁議
法規審査委員会（条例及び施行規則の廃止）
11月 全員協議会
12月 市議会定例会へ提案
令和7年4月 施設廃止（廃止条例の施行）
9月 施設閉鎖（備品等の搬出整理終了）

1 プロジェクトの概要

昨今の公共交通を取り巻く運転士不足や多様化する利用者ニーズへの対応といった課題に対応するため、奥州市地域公共交通計画（第4次バス交通計画）では、多様な分野の移動サービスやあらゆる交通リソースを“総動員”することで「多様な交通手段の連携により、市民の暮らしを支え続ける便利で快適な公共交通ネットワークの構築」を目指すとしている。

本プロジェクトでは、デジタル技術を活用した公共交通の利便性向上を図るほか、今後、さらに加速が予想される深刻な運転士不足などに対応するため、自動運転技術や地域・時間帯公共交通空白地へのライドシェア導入に関する調査研究に取り組み、将来的に持続可能な公共交通の確保を目指す。

【プロジェクトにおける主な取組】

- ・ AI（人工知能）を活用したデマンド交通システムの導入
- ・ バス運賃の交通系ICカードを用いたキャッシュレス決済の導入
- ・ 主要交通拠点へのデジタルサイネージ（デジタル案内板）の導入
- ・ 地区内交通（事前予約型乗合タクシー、自家用有償旅客運送）支援
- ・ ライドシェア、自動運転バス導入の調査研究



岩手県交通が発行する交通系ICカード「Iwate Green Pass（いわてグリーンパス）」

2 プロジェクトの進捗状況

令和6年度の主なプロジェクト事業の進捗は、次のとおり。

(1) AIデマンド交通システムの導入

現在、前沢地域において運行中のデマンド交通「ハートバス」の受付・予約システムをAI（人工知能）を用いて運行ルートの生成を行ったり、スマートフォンアプリによる24時間予約受付が可能なシステムに更新・運用することで準備を進めている。

■新システムによる運行開始日

令和7年2月3日（月）～

(2) 交通系ICカードによる運賃決済システムの導入

路線バスをより便利に利用いただけるよう、現行のバスカード（プリペイドカード）方式を交通系ICカードを使った運賃決済システムに切り替える。

利用できる交通系ICカードは、JR東日本が発行するSuicaと相互利用できるものであれば、すべて利用できるため、モバイルSuicaやSuicaと相互利用を行っている全国他地域の交通系ICカードなども利用可能

利用者にとっては、小銭の準備や両替を気にせず、スムーズにバスの乗降が可能となる。従来のプリペイドカードと異なり、カード残高が不足する場合は、バス車内やコンビニ店舗などで任意の金額をチャージすることで繰り返し使える。

■交通系ICカードによるキャッシュレス決済開始時期

令和6年12月2日（月）～

(3) デジタルサイネージ（デジタル案内板）の導入

通勤・通学、通院、買い物など日常生活で利用する方のほか、観光客など市外からの来訪者の利便性向上のため、鉄道とバス、あるいはバス路線間の接続拠点となる水沢駅・水沢江刺駅・江刺バスセンターの3箇所において、路線バスの運行状況が表示されるデジタルサイネージを設置する。

デジタルサイネージに表示される運行情報を令和6年2月から運用開始している路線別のダイヤ情報やバスの運行状況等をスマートフォンなどで確認できる「バスロケーションシステム」の情報と連動させることで、利用者の利便性向上を図る。

■ デジタルサイネージ導入時期

令和6年12月中旬～

3 プロジェクトに関わる調査・検討

ライドシェア・自動運転の実用化に向けた調査検討

全国的に公共交通を取り巻く大きな課題に「運転士不足」があり、その対策と位置付けられている「ライドシェア」及び「自動運転技術」に関し、調査・情報収集を行っている。

ライドシェアについては、自家用有償旅客運送による地区内交通（＝公共ライドシェア）を引き続き支援するとともに、タクシー事業者の運行管理の下、地域・時間帯交通空白地に対応する日本版ライドシェアに関しても、タクシー事業者とともに情報収集に努めている。

「自動運転」について、国は、特定環境下において運転士を必要としない、いわゆる自動運転「レベル4」の実現に向け、全国各地での実証実験を後押ししており、そうした先進的取組の視察や情報収集に努めている。令和7年度以降は、市内において自動運転バスを走行させる実証実験も視野に入れ、具体的な準備に取り掛かれるよう国や運行事業者等と協議・調整を進めたい。

(参考) 地域公共交通の新たなトピックス

(1) ライドシェア

令和6年4月から国の規制緩和により二種免許を持たないドライバーが自家用車を使って有料で乗客を運ぶ、いわゆる「日本版ライドシェア」が解禁された。併せて、交通空白地における自家用有償旅客運送（公共ライドシェア）についても、交通分野に限定しない株式会社の参入が可能となった。

日本版ライドシェアは、タクシーが不足している地域や時間帯に限り導入が認められる制度であり、タクシー事業者の管理下でのみ可能な試験的導入の意味合いが強く、タクシー事業者以外の事業者等も参入できる「全面解禁」が実現するかは、さらなる議論を待たなければならないことから、当面は市内タクシー事業者と情報共有しつつ、ニーズ把握等に努める。

また、地区振興会等が主体となって取り組んでいる地区内交通（自家用有償旅客運送＝公共ライドシェア）については、ドライバーの担い手確保をはじめとする運営上の課題解決に取り組み、今後も持続可能な地域の移動手段確保を図っていく。

(2) 地域公共交通の「リ・デザイン」

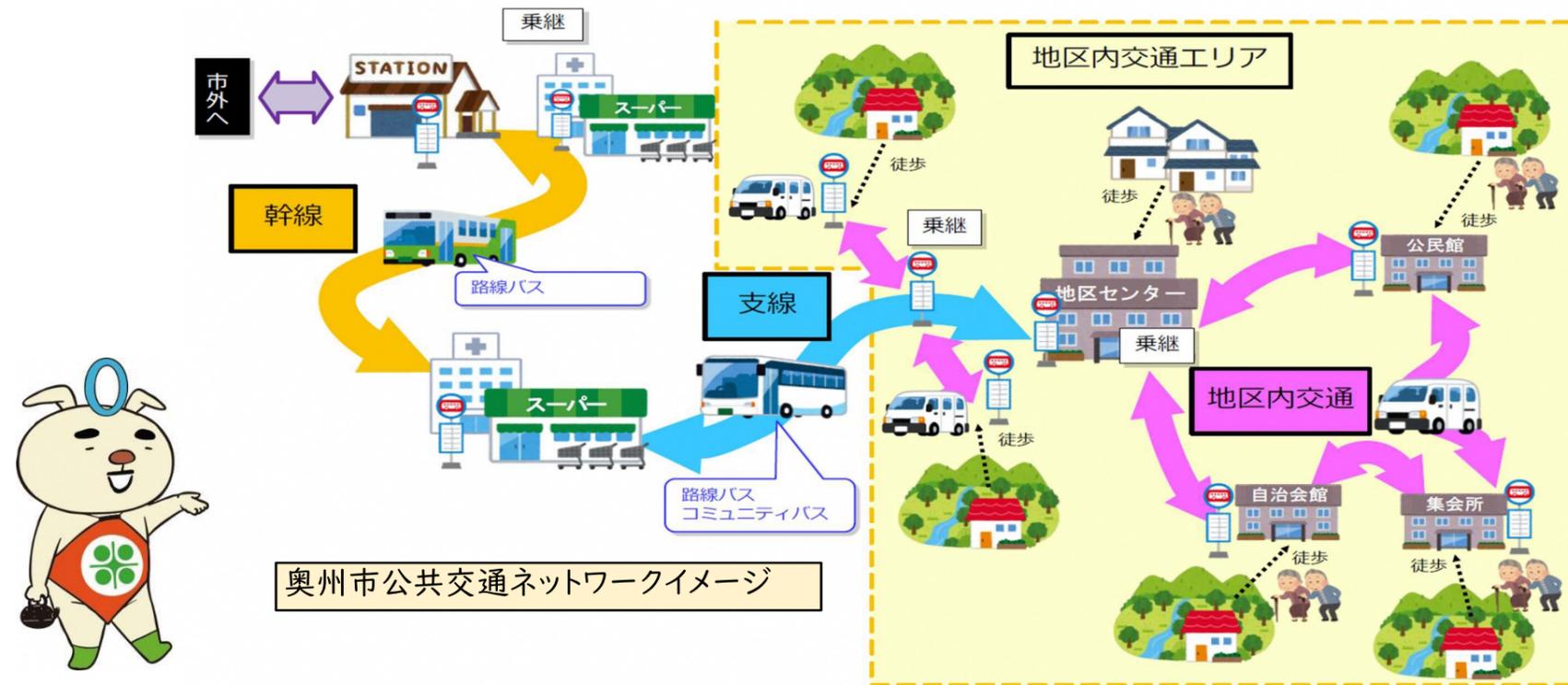
人口減少、担い手不足の深刻化により、交通事業者の自助努力に委ねるだけでは、将来にわたって輸送サービスを維持することは困難になってきている。

国は、こうした事態を重く受け止め、交通事業者をはじめとする様々な関係者が有する公共交通に関するデータやノウハウを共有・活用するための基盤・仕組づくりに着手した。具体的には、**地域のあらゆる輸送資源について、その本来用途を妨げない範囲で混乗や空き時間の車両活用を可能とする**方向性が示されており、市としても今後の動向を注視していきたい。

奥州市が目指す公共交通の将来像（第4次バス交通計画 2024-2028）と具体施策

市では、第3次バス交通計画（2019-2023）において各地区から地域拠点や都市拠点への移動、市域を跨いだ広域的な移動を支える『幹線⇄支線⇄地区内交通』でつながる公共交通ネットワーク（右図）を構築しました。

第4次バス交通計画では、第3次計画で構築した公共交通ネットワークをさらに『便利で快適な公共交通』にするため、様々な施策を推進していきます。



基本方針1

有機的に連携し一体性が高く、利便性の高い公共交通ネットワークの形成

高校生や高齢者などの移動に即した運行への見直し



新規商業施設や学校の統廃合等による移動ニーズの変化に対応！

未来型

AI デマンド交通の導入



アプリを使って24時間予約可能になります 配車時刻や遅延もスマホにお知らせ！

【目指す将来像】

多様な交通手段の連携により、市民の暮らしを支え続ける便利で快適な公共交通ネットワークの構築

基本方針2

誰もが分かりやすく・利用しやすい公共交通の環境構築

未来型

主な接続拠点での案内改善



サイネージでは、バスの乗り場や行き先、運行状況をご案内します 天候、渋滞によるバスの遅延もリアルタイムでわかります

未来型

キャッシュレスシステムの導入



運賃や小銭を気にすることなく、ササッと乗って、簡単支払い！

基本方針3

安定的に公共交通サービスを提供するための運営基盤の構築

未来型

ライドシェア・自動運転バスの調査・検討



ライドシェアや自動運転バス等について、国や運行事業者等と情報交換や実施検討を進めていきます

公共交通に関するイベント等の開催



公共交通を利用してもらえるよう乗車体験等のイベントを実施

未来羅針盤図 前沢市街地エリアプロジェクト事業について

11月全員協議会資料 令和6年11月18日 都市整備部都市計画課

1 前沢市街地の都市再生計画事業化検討業務委託料を12月補正予算で要求【2,552千円】

開発コンセプト【前沢駅周辺の生活環境の充実（アクセス環境、防災力向上）】のうち、道路整備事業を行うためには、前沢市街地の都市計画道路網のあり方、事業化路線の検討を始めに行う必要がある。

検討の過程では、JRや国、県等関係機関との協議が必要で、協議成立には相当の日数を要する見込みであることから、12月補正で予算を措置し、協議に向けた事前調査を早期に業務発注する。

前沢市街地エリアプロジェクト



賑わい創出・都市再生事業

前沢 2,552千円

狙い

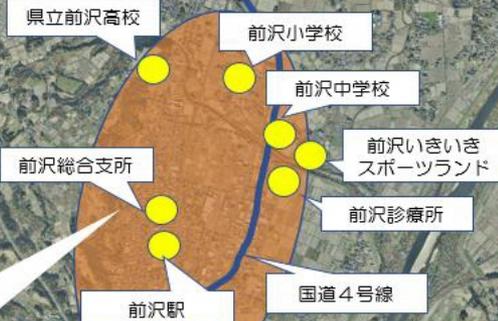
【コンパクトなまちづくり】医療・教育・商業等、生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市の形成
【公共交通対策】まちづくりと連動した持続可能な地域公共交通対策

開発コンセプト

- 前沢駅周辺の生活環境の充実（アクセス環境、防災力向上）
- デジタル技術を活用した利便性の高い公共交通システム
- 未利用市有地等の利活用の検討

他のエリアとの戦略的連携
【衣川エリア】生活圏の拡大

目標値	
前沢地区人口	
H29	5,298人
R3	5,266人
R8	4,900人



都市計画道路網のあり方の検討
事業化路線の検討



道路整備事業

【R5議会答弁】
JR栗島踏切は令和9年度までに検討結果を公表する
中央線は令和10年度に事業着手する

《立地適正化計画の誘導施策》

- 拠点へのアクセス性や利便性、安全性等の向上に資する幹線道路等の整備
- 避難路の整備

J R 粟島踏切拡幅改良事業の検証【J R 協議】

東西アクセス道路としての都市計画道路の位置付けの検証（北側ルート）【国交省協議】

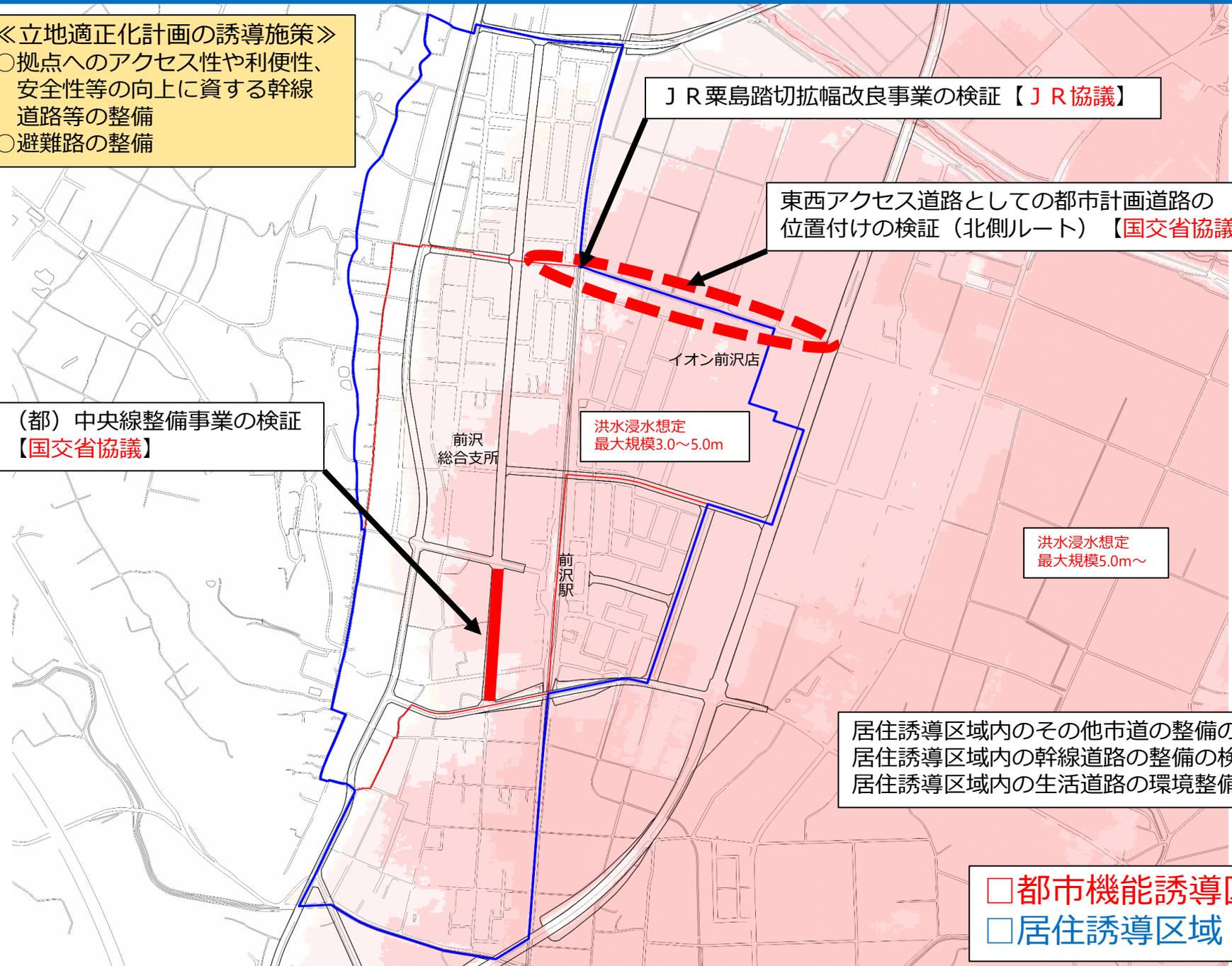
(都) 中央線整備事業の検証【国交省協議】

洪水浸水想定
最大規模3.0~5.0m

洪水浸水想定
最大規模5.0m~

居住誘導区域内のその他市道の整備の検証
居住誘導区域内の幹線道路の整備の検証
居住誘導区域内の生活道路の環境整備の検証

□都市機能誘導区域
□居住誘導区域



踏切がある路線の検証にはJRと相当の協議日数を要するため、事前調査を早期に着手し、確実な協議体制を整える

R6 前沢市街地都市再生計画事業化検討業務 12月補正予算 2,552千円

- 〈業務概要〉
- 前沢市街地の状況把握
 - 前沢市街地における交通特性把握
 - 再検証路線の選定

R7 前沢市街地都市再生計画事業化検討業務 R7予算要求 7,975千円

- 〈業務概要〉
- 前沢市街地における道路網再整備方針の設定
 - 見直し案の検証
 - 都市計画道路事業化検討
 - 関係機関調整等

住民説明会の開催

R8 都市計画道路概略設計・都市計画変更図書の作成 都市再生整備計画の作成

R9 都市計画変更の決定 都市計画道路事業の認可 前沢市街地の都市再生整備計画を国へ提出

R10 都市計画道路の実施設計 R11 用地買収、物件補償 R12～R14 工事

【R5 議会答弁】

JR 粟島踏切は令和9年度までに検討結果を公表する
中央線は令和10年度に事業着手する

位置指定道路の適正な管理を奨励する課税免除制度の廃止について

令和6年11月18日 全員協議会説明資料 都市整備部都市計画課

1 制度創設の経緯

合併前、私道は市町村ごとに「課税」「非課税」の対応が異なっていた。平成21年度固定資産評価替えのタイミングで全ての私道を「課税する」ものとして統一した。

私道のなかでも建築基準法に基づく位置指定道路に関して、所有者等から「統一課税による不利益・不均衡」の指摘があり、平成26年度に位置指定道路に限定した課税免除制度を創設。

2 課税免除制度の内容

平成26年度課税を初年度に、奥州市位置指定道路適正管理奨励条例に基づき、次の条件により課税を免除している。

- (1) 位置指定道路として指定されていること
- (2) 位置指定道路を交通上、安全上、防火上及び衛生上支障が生じないよう適正に管理していること
- (3) 位置指定道路の土地に係る固定資産税を課税しないことが公益に資すると認められること

3 固定資産評価替えによる私道への課税の見直し

令和6年度固定資産評価替えにより、私道への課税を次のように見直し。

- (1) 2画地以上で一般公衆のために利用されている道路を「公衆用道路」として評価し、非課税とする。
- (2) 一般公衆のために利用されていない、私的理由にのみ利用されている道路を「私道」として評価し、課税とする。

4 課税免除制度の継続性

【位置指定道路の画地要件と固定資産評価との整理】

位置指定道路	固定資産評価
2画地以上の位置指定道路	「公衆用道路」として評価することから非課税対象
1画地の位置指定道路	所有者又は管理者が専用するものであって公益に資すると認められないことから課税対象

課税の見直しの結果、課税免除の条件としていた『公益に資する』と認められる位置指定道路は「公衆用道路」として非課税対象に、『公益に資する』と認められない位置指定道路は「私道」として課税対象となったことから、本制度を継続して課税を免除する位置指定道路は存在しなくなった。

5 奥州市位置指定道路適正管理奨励条例の廃止

本制度の創設に当たり制定された条例は、制度の廃止に伴いその制定の目的を失うことから、これを廃止する。

本条例施行規則において「課税免除の申請は、課税免除を受けようとする固定資産税に係る賦課期日（1月1日）の属する月の翌月の末日までに行わなければならない」と規定がある。固定資産税を賦課する1月1日以前に廃止する必要があることから、令和6年12月議会に廃止条例を提案する。